

## 福岡市保育施設等利用調整基準表

保護者1人ずつに「1. 基本点数表」により内容に応じて基本点数を決定し、保護者のうち基本点数の低いものをその子どもの基本点数とする。当該基本点数に「2. 調整点数表」により内容に応じて調整点数による加点を行い、利用調整点数を算出し、利用調整点数の高い子どもから利用選考を行います。

### 1. 基本点数表

大分類	中分類	小分類	基本点
①居宅外労働	被雇用者	1か月の勤務が160時間以上の労働	150
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	140
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	130
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	120
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	110
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	100
	自営（中心者） ※農林漁業従事者を含む	1か月の勤務が160時間以上の労働	150
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	140
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	130
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	120
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	110
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	100
	自営（協力者） ※農林漁業従事者を含む	1か月の勤務が160時間以上の労働	120
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	90
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	80
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	70
	採用見込み	1か月の勤務が160時間以上の労働	120
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	90
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	80
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	70
①居宅内労働	居宅内労働	1か月の勤務が160時間以上の労働	120
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	90
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	70
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	50
②妊娠・出産	出産	出産月の前2か月から出産日の後8週間の期間にある	80
③保護者の疾病、障がい	疾病	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥しているもの	160
		精神疾患のため、保育が常時困難な場合	130
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	130
		上記以外で、通院加療を行い、保育が困難な場合	90
	心身障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難となる場合	150
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が著しく困難となる場合	140
身体障害者手帳4～6級の交付を受けていて、保育が困難な場合		130	
④介護・看護	入院・通院の看護	入院または通院している親族に月120時間以上付き添いの必要があるもの	130
		入院または通院している親族に月60時間以上120時間未満の付き添いの必要があるもの	90
	居宅看護・介護	月120時間以上の看護・介護のため、児童の保育が困難	130
		月60時間以上120時間未満の看護・介護のため、児童の保育が困難	90
⑤災害復旧	災害等の復旧にあたっている	風水害、地震、火災等による家庭の災害の場合	200
⑥求職活動	求職活動	求職活動	50
⑦就学	学生	大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学中で月120時間以上居宅外で勉強しているもの（通信制は除く）	120
		大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学中で月60時間以上120時間未満居宅外で勉強しているもの（通信制は除く）	70
⑧虐待・DV	虐待・DV	虐待やDV、またはそのおそれがあるとして福祉事務所長が認めた場合	200
⑨その他	その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	200

2. 調整点数表

項目	内容	調整点	
①ひとり親家庭	ひとり親家庭（離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等）	75	
②生活保護世帯	生活保護世帯	15	
③生計の中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	生計の中心者の自己都合以外の失業等により、就労の必要性が高いと福祉事務所長が認める場合	25	
④社会的養護が必要な場合	福祉事務所長が緊急に保育の実施が必要と認めた場合で、加算が必要と認められる場合	75	
⑤子どもが障がい有する場合	利用希望児童が障がい有する場合（障がいに係る手帳の交付を受けている場合に限る）	35	
⑥育児休業明け	育児休業を取得しており、復帰する場合	15	
⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育施設等の利用を希望する場合	利用希望の保育施設等にすでにきょうだい児が利用している場合	60	
	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に申し込みする場合	30	
⑧小規模保育事業などの卒園児童	小規模保育事業等の地域型保育事業所の卒園児童が、引き続き連携施設を第1希望として利用を希望する場合	75	
	連携施設が保育所又は認定こども園（保育機能部分）でない市内の小規模保育事業等の地域型保育事業所の卒園児童が、引き続き保育施設等の利用を希望する場合	15	
	企業主導型保育事業の施設を利用している市内在住の児童が、保育施設等の利用を希望する場合（利用開始希望日時時点で3歳児クラス以上の児童に限る）	15	
⑨その他市が定める事由	転園	認可保育施設の閉鎖、保育事業中止等により他の保育施設等への利用を希望する場合	65
		自己都合以外の市内認可保育施設等への転園希望者	15
	世帯状況	保護者の一方が不在（単身赴任、海外勤務等）の世帯	15
	その他	認可外保育施設の認可移行後の同施設への継続利用	65
		保育士の子ども（保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士として勤務している、または勤務予定の場合に限る）	75
		すべての保護者の就労時間の終了が22時を超える児童で、利用希望施設が1の場合は第1希望が、利用希望施設が2以上の場合は第1及び第2希望がともに夜間保育を実施している施設（第2どころこ保育園又は中央保育園（夜間部））である場合、夜間保育を実施している施設についてのみ。	30

3. 同一ポイントで並んだ場合の優先順位

優先順位	項目
1	施設の希望順位の高い世帯
2	保育の必要性の事由が次に定める順位を優先（①～⑪の順） ①災害復旧 ②その他 ③虐待・DV ④保護者の疾病、障がい ⑤居宅外労働（採用見込みを除く） ⑥介護・看護 ⑦居宅内労働 ⑧居宅外労働（採用見込み） ⑨就学 ⑩妊娠、出産 ⑪求職活動
3	養育している未就学児の子どもの人数が多い世帯
4	世帯の経済的状況等（世帯の合計所得金額等により判断）

選考基準について

- 基本点数表により保護者1人ずつに点数を付け、そのうち点数の低いものをその子どもの基本点数とする。
- 同一保護者で、就労状況等の分類の該当項目が2つ以上になった場合には、基本点数の高い方を適用する。
- 調整点数表の項目に複数該当する場合は、それぞれの点数を加算する。
- 居宅内労働とは、日常生活に使用する居室を使用するものであり、それ以外は居宅外の区分を適用する。
- 世帯の状況が、この分類表の点数により難しい場合は、福祉事務所長の判断により当該世帯にとって適当と考えられる点数に変更することができる。